

## 伊勢崎市入札・契約制度の一部見直しについて

平成30年4月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容の適用については、平成30年度から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施についてご理解とご協力をお願いいたします。

### 1 最低制限価格及び低入札価格調査制度における算定基準について（一部見直し）

現在、建設工事と建設コンサルタントの入札案件で採用している最低制限価格と、建設工事で採用している低入札価格調査制度の調査基準価格について、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正に伴うダンピング受注対策のより一層の強化を図るため、一部算定式を変更します。

#### 変更点

① 建設工事（最低制限価格及び低入札価格調査制度の調査基準価格共通）  
直接工事費の率の上限を10分の9.5から10分の9.7へ変更します。

② 建設コンサルタント

次の表の通りとします。（下線部が変更となる部分です。）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額	
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の <u>4.8</u> を乗じて得た額

※ 上記以外については変更ありません。

### 2 建設業許可における「解体工事業」の新設に伴う経過措置対応について（継続）

建設業法の改正により、平成28年6月1日から許可業種「解体工事業」が追加となりました。これに伴い、平成28年6月1日から3年間（平成31年5月31日まで）は従来の「とび・土工工事業」でも解体工事の受注が可能となる経過措置が設けられることとなりました。この経過措置への対応として、本市における本年度発注の解体工事については平成29年度に引続き「とび・土工」または「解体」のどちらかの登録があれば入札参加可とします。

なお、本市におけるこの経過措置への対応については本年度で終了となります。平成31年4月以降に本市が発注する解体工事については「解体」での登録がないと入札に参加できませんので、ご留意をお願いします。

3 小規模工事及び修繕における発注について（継続）

小規模工事及び修繕における発注については、公平で公正な執行と適正な競争性の確保に努めるとともに、市民の疑惑を招くことのないよう透明性を確保しつつ、偏った業者選定とならないよう留意します。

4 入札時の内訳書提出について（継続）

平成26年6月4日に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正されたことにより、ダンピング受注の防止等のための措置として、全ての工事案件について、引き続き入札時に内訳書の提出が必要となります。

5 総合評価落札方式について（継続）

価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、大型案件に対し採用している総合評価落札方式について引き続き採用するとともに、執行時点での社会情勢、技術力の評価や工事内容等をふまえ適用対象案件を決定いたします。

6 市内業者への優先的発注について（継続）

平成22年度から市内業者への優先的発注に取り組んで参りましたが、引き続き市内業者を優先した発注とします。なお、工種や競争性を確保できない案件については、準市内等の業者とすることもあります。

7 現場代理人の常駐義務緩和について（継続）

平成23年6月1日から現場代理人の常駐義務緩和措置を行っていますが、引き続き同様の措置を行います。

8 社会保険の加入促進について（継続）

入札参加登録業者を対象に、社会保険の加入促進を図るため、引き続き契約時に社会保険加入確認書を提出していただきます。

※ 上記の他、平成29年4月公表の「建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて（別添資料1）」及び同12月公表の「平成30・31年度建設工事業者登録における格付基準等の見直しについて（別添資料2）」についてもそれぞれ適用となっておりますので、よろしく願いいたします。なお、「建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて」内において、A（特）ランクの導入時期が「平成29年10月1日」となっておりますが、同日以降に発注する該当案件がなかったため、導入時期を「平成30年4月1日」とさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて

平成 29 年 4 月 1 日

伊勢崎市では、本年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正(改正品確法)の内容を踏まえたうえで、現在及び将来の公共工事の品質確保、担い手の中長期的な育成・確保などを促進するとともに、市内建設業の健全な発展を促進するため、市の実情に合わせた建設工事入札参加資格格付基準の見直しを行います。

1. 土木一式工事における A ランクの等級区分に、本市が発注する特殊性を有する大型工事等を受注する資格を有する A(特)ランクの等級区分を追加する。  
→A(特)ランクの該当要件は、土木一式 A のうち総合数値の上位 10 位までに格付された者(社)とする。

(1) A(特)ランクを設けた理由

- ・特殊性を有する大型工事では、技術的能力を有する者が施工することにより、工事品質の確保・向上が図られる。
- ・業者が A(特)ランクに向けて技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業が育成される。

(2) A(特)ランクの発注請負金額区分

A(特)は、条件付一般競争入札で予定価格 7,000 万円以上の**大型工事のうち、その内容が特殊性を有するものを対象にする**

※ A(特)は、上記大型特殊工事のみの入札の資格条件であり、大型特殊工事以外の予定価格 1,500 万円以上の工事案件については、従来通り A ランクを資格条件とする。

(3) 導入時期(適用開始)

平成 29 年 10 月 1 日以降に入札契約手続を開始する工事から適用する。

2. 平成 30・31 年度業者登録に係る格付けに向け、現在業者数や受注機会の偏り等が見受けられる業種については等級格付に係る主観要素及び総合数値の見直しを図る。→詳細は決まり次第公表する。

※平成 29 年 12 月受付開始予定の平成 30・31 年度業者登録時に格付けに係る書類提出必要

## 平成 30・31 年度建設工事業者登録における

## 格付基準等の見直しについて

## 建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて

伊勢崎市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の内容を踏まえたうえで、公共工事の品質確保、担い手の育成・確保などを促進するとともに、市内建設業者及び造園業者の健全な発展を促進するため、市の実情に合わせた建設工事入札参加資格格付基準の見直しを行います。

1. 土木一式工事における A ランクの建設業者については、現在、主観点及び客観点の合計が 855 点以上となっていますが、将来の公共工事の求める品質確保の向上を目指し努力する技術者と経営に優れた建設業の育成を進めるうえで、総合点数を 900 点以上とし、従来の A ランク業者とします。
2. 造園工事における A ランクの造園業者については、現在、主観点及び客観点の合計が 705 点以上となっていますが、経営状況や技術者数などを考慮するとともに品質確保の観点から技術と経営に優れた造園業の育成を進めるうえで、総合点数を舗装及びその他工事と同様 755 点以上とし、従来の A ランク業者とします。

## 新級別格付表

等級	土木一式	建築一式	電気・管工事	舗装工事	造園工事	その他工事
A	特定かつ 900 点以上	特定かつ 885 点以上	805 点以上	755 点以上	755 点以上	755 点以上
B	900 点以上の一般又は 705 点以上 900 点未満	885 点以上の一般又は 705 点以上 885 点未満	805 点未満	755 点未満	755 点未満	755 点未満
C	705 点未満	705 点未満				

土木 A 855 点から 900 点に、土木 B 900 点以上の一般、900 点未満  
造園 A 705 点から 755 点に、造園 B 755 点未満

この格付け基準については平成 30 年 4 月 1 日以降の入札案件に適用。

## 主観点の見直しについて

伊勢崎市では、平成30・31年度の建設工事業者登録にあわせ、平成30年4月1日より主観点の見直しを実施し、平成30年度の格付より適用します。見直し項目は次の通りです。

### 1. 特別徴収の実施状況による加点評価を廃止

伊勢崎市では、群馬県や県内全市町村とともに、平成29年度から特別徴収の一斉指定をし、特別徴収を徹底していることから、特別徴収の実施による加点評価（10点）を廃止します。

### 2. 若手技術者の雇用状況による加点評価を追加

近年、建設業における若手技術者の割合が他の産業と比べ著しく低い水準にあることから、担い手の育成や確保に取り組む業者に対し加点評価をするものです。30歳以下の技術者を1人雇用している場合に5点、複数雇用している場合に10点を加点します。

※2における技術者とは、建設業法第7条第2号ハに規定する者（監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を所持している者）とします。

※上記1，2以外の主観点については変更ありません。

## 登録業種数の見直しについて

平成28年6月の建設業法改正により、解体工事の許可業種が従来の許可業種である「とび・土工・コンクリート」から分離され、新たに「解体」として追加されました。これに伴い、平成30・31年度建設工事業者登録より、入札参加における登録可能業種数を、これまでの5業種から6業種に拡大します。

なお、格付基準及び主観点の見直しについては、伊勢崎市内に本店を有する業者が対象です。登録業種数の見直しについては、全ての業者が対象です。